

日程に従い、議案審議を行います。

日程第18 議案第9号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例について

○議長（井上勝彦君）日程第18 議案第9号 橋本市保健福祉センター設置及び管理条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 楠本君。

○4番（楠本知子君）保健福祉センターの設置及び管理条例の中でお聞きしたいんですけど、第4条の職員のところ、「センターにセンター長、その他必要な職員を置く」というところについて説明願いたいのと、この参考資料についてです、設置及び管理条例施行規則の中で、センターの休館日を日曜日とされておられますが、日曜日がお休みになると、保健福祉センターとして十分な機能ができないのではないかと思うんですけども、そのあたりと、あと、第3条のセンターの利用時間、「午前9時から午後5時までとする」となっております。それと、「火曜、木曜のみは午前9時から午後9時までとする」ということで、火曜と木曜だけに規定されているあたりについてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）まず、設置及び管理条例の第4条の件でございますけども、「センターにはセンター長、その他職員を置く」ということで、センター長につきましては、単独での職員配置というのは、現在は考えてございません。したがって、職員の

兼務発令ということになるかと思えます。

それから、規則の第2条、「日曜日を休館日とする」ということでございます。職員の、当然、勤務体系もございますので、日曜日もすべて開館ということになりますと、年末年始、それから祝日のみの休日ということになりますので、職員配置、職員体制の面から言いましても、やはり日曜日を休館とする必要があるということで、休館日に設定させていただいております。

それから、第3条の利用時間でございます。センターの利用時間が9時から5時までと。行政の業務というのは本庁と変わらない、8時半から基本的には5時15分までというのが基本的な時間でございますけども、センター、例えば貸館とか、そういう時間帯につきましては、9時から5時までということにさせていただいております。ただし、火曜日と木曜日にあっては9時までということで、週2回、夜間に開放するというのを考えています。火曜日と木曜日の2回にするということにつきましては、教育文化会館との兼ね合いもありまして、同じような休館日にしますと、市民の方が利用しづらいということもございましたので、教育文化会館とずらした形で、火曜日と木曜日に設定させていただいております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）ほかにございませんか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）減免の部分でお伺いしたいんですけども、こちらの減免も使えるということなんですけれども、例えば、市のほかの施設やったら、社会教育団体であった

りと、そういう書類を上げて減免という形があります。この場合、どのような団体が減免対象になるのかということ、それをどのようにして周知していくのかということについてお伺いいたします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）使用料の減免でございますけども、施行規則の第6条に、使用料の減免をうたっております。それでいいますと、市が主催または共催して行う事業で、設置及び管理条例の第3条に掲げてある事業に利用する場合は、全額減免させていただきます。それから、市内に主たる事務所を有する保健福祉関係団体、ボランティア団体及びNPO団体が利用する場合がございますけども、それも条例の第3条の中の事業に伴って利用する場合は、全額減免という形をとらせていただいております。

それから、周知ですけども、これにつきましては、また広報等で周知をさせていただく予定でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）59ページの基本使用料の一覧なんですが、一つは、多目的ホール等の、文化会館や市民会館との比較でこうした使用料金が決められたのかが一点。もう一点は、小さい話で申しわけないんですが、同じ多目的ホールで1と2、午前の場合で言いますと30円高くなっています。多目的ホール1、午前の場合3,930円と、多目的ホール2、3,960円ということで、30円高くなっています。同じように、午後も夜間も若干高くなっているんですが、40円ですか、これは何か広さの違い等でこういう額になっているのか、説明願います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）使用料の算定

方法につきましては、まずは建設費用、建設費用といいますが、土地と建物を含めてですけども、それを、総額を50年償却とみなしまして、1年間分をまず計算してございます。それから光熱水費、それから建物の維持管理経費も含めて、1年間の経費を合計で9,269万9,765円ということで見込み額を計算してございます。その金額を、各それぞれの専有面積、1㎡当たりの年間費用ということ、まず出させていただきますと、建設費につきましては1㎡当たり年間1万7,280円、それから光熱水費、保守維持管理費で2万1,844円ということで、合計で3万9,124円という試算結果になります。さらに、その3万9,124円を、これは1年間当たりの1㎡当たりということでございますので、それを1日当たりで積算して、さらに1日の利用時間といいますが、9時から、午前中は3時間、それから午後が4時間、夜間が3時間ということで、10時間ということになってますので、時間当たりの費用も積算いたしますと、1㎡当たりの1時間の利用額が10.7円ということになりますので、1㎡当たり・1時間当たりを10円ということで設定をさせていただいております。その1㎡当たり・1時間当たりの10円を価格、貸館フロアの面積に乗じて積算したのが使用料ということになっております。したがって、先ほどの多目的ホール、三つあるんですけども、それぞれ若干面積が違います。その面積が違うために、数十円の差が出ておるといことになります。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）先ほどの、4番議員のお尋ねの箇所で聞かせていただきたいと思っております。施行規則の第2条の日曜日の開館が行われないという点において、やはり市民のニ

ーズとしては、日曜日、多く貸してほしいという声が上がってくるかと思うんです。今回、これは施行規則なので、行政としては状況に応じて対応していけるかと思うんですけれども、これは議会の承認がなくても変えていけるかと思うんですが、この次の議案第10号とも関係してきて、市民活動サポートセンターの活動等が行われていく中で、こういった会議室、多目的ホール等を日曜日も貸していくようなことはお考えではないのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）当初の段階で日曜日ということをお断りさせていただいておるわけですが、実際に稼働いたしまして、市民の方々が、やはり日曜日の休館の要望が多く出されてくる、要は日曜の活用がやっぱり多くなるということになってきますと、当然、市もやはり考えていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにございませぬか。

20番 樽井君。

○20番（樽井豪男君）ちょっと条例という形ではないんですけど、こういうことを聞けば、ちょっと議長、あかんのやったらあかんと言うてもうたらええんですけども、第4条の「センターにセンター長、その他必要な職員を置く」ということで、このセンター長というのは、仮に市長が任命するもんなんか、そこらあたりのお考えをちょっとお聞きしたいなと。というのは、センター長ですので、本来なら市の職員がなれば経費も要らないというような格好にもなろうと思えますし、恐らくこれが、議会に議決を求める案件ではないですけども、そのものの考え方というのを、市としての考えを、もし今でわかっておれば、お示し願いたいと思います。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）先ほどもご答

弁させていただいたんですけども、センター長には職員の中から、職員でセンター長を置くということになりますので、当然、橋本市長の任命によるものということになります。

○議長（井上勝彦君）ほかにはありませんか。

13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）例えば、市民会館の場合でも、使用許可して申し込みを受けておった場合でも、後日、暴力団関係者とわかった場合はこれを断ることができるというふうにして、暴力団の排除を進めておるわけですが、いろいろこういう方々は使用させませんとか、結構事細かに書いてはおるんですけども、暴力団の排除という言葉が出てきていないあたりは、入れておくことは考えられなかったのでしょうかね。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）暴力団につきましては、橋本市暴力団排除条例というのがもう条例化されてございまして、その第7条に、市公共施設への使用の不承認等々をうたってますので、あえて当センターの設置管理条例にはうたっていないと。別に条例化をさせていただいておりますので。

○議長（井上勝彦君）13番 石橋君。

○13番（石橋英和君）そしたら、ほかの公共の施設、ホール等と同じように、暴力団であるということがわかった時点でお断りしますということは、きっぱり言えますからということですね。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）当然、その条例に基づいて、その対応をしていきます。

○議長（井上勝彦君）ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第9号に

については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第19 議案第10号 橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例について

○議長（井上勝彦君）日程第19 議案第10号 橋本市市民活動サポートセンター設置及び管理条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、総務委員会に付託いたします。

日程第20 議案第11号 橋本市防災会議条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第20 議案第11号 橋本市防災会議条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市防災会議条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第12号 橋本市災害対策本部条例の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第21 議案第12号 橋本市災害対策本部条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 橋本市災害対策本部条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第13号 橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第22 議案第13号 橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第14号 橋本市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第23 議案第14号 橋本市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第14号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第15号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第24 議案第15号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 橋本市立保育所条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第25 議案第16号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第25 議案第16号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。